

# 市長への意見書



令和6年10月23日、曾於市農業委員会は、地域農業振興のため、農業者の声を集約して、農業政策に関する意見書を市長に提出しました。

## 1. 新規就農者支援対策事業補助金の交付期間延長と情報発信について

現在、市が実施している新規就農者支援対策事業補助金制度は、就農初期の経済的負担を軽減し、農業の振興を図る重要な施策であり、農業の担い手確保に寄与しております。しかし、補助金の交付期間が2年間であることにより、多くの新規就農者が自立に至る前に支援が終了してしまう現状があります。農業経営の確立には、最低でも5年間の安定的な支援が必要と思われます。この期間延長により、新規就農者は長期的な視野で経営を計画でき、設備投資や技術習得に専念することができます。補助金だけでなく、経営指導、技術研修、販路開拓支援などの包括的なサポート体制を整備し、新規就農者が自立しやすい環境を作ることが重要です。また、設備投資について、国の経営発展支援事業などがありますが、市のホームページ等で知ることができません。採択条件等いろいろなハードルがあるとは思われますが、新規就農者や新規就農を考える者の目に留まる情報発信を行うべきと考えます。新規就農者の補助金のみならず、農業に関する国や県の補助事業が農業者の目に留まるように市のホームページ、広報紙、回覧板等を活用し幅広く情報発信を行うべきと考えます。

## 2. 兼業者向け農業研修及び支援について

農地法の下限面積要件廃止により多様な担い手により農地を守っていくことが求められており、全国的にも「小さい農業・農家」を育てる動きが始まっています。(※1)

曾於市は第3次産業就業者が就業者全体の約57%(1次産業は約20%)を占め、すでに兼業者もいますが、副業として農業をやりたい人や自給的農業希望者も少なくないと思われます。また曾於市は中山間地域が多いため、小規模でも多様な農業を進めることで、中山間地域の農地保全や農村の維持につながる可能性もあります。

例えば、柚子講習は専業者(同好会)向けに年2回しかなく、柚子農家と繋がりが無い限り、柚子栽培を学ぶ機会はほとんどありません。(※2)

専業農家だけでなく兼業向けの研修や支援制度、小規模農家への支援などがあれば、農地を守る多様な担い手の確保につながると思われます。

(※1)千葉県陸沢町・チバニアン兼業農学校、神戸市マイクロファーマーズスクールなど。

(※2)高知県三原村、北川村などでは年間講習や講習後の柚子畑のあっせんもセットで新規の柚子農家を育てている。

### 3. 耕作放棄地対策に繋がる農道等の整備について

近年、高齢化や農業従事者の減少に伴い、耕作放棄地の増加が深刻な問題となっております。農業委員会としても、耕作放棄地の発生防止・解消に取り組んではおりますが、有効な手立てが見いだせない状況であります。耕作放棄に繋がる一因として、農地へのアクセスの問題があります。農業機械等の大型化により、農地へのアクセスが困難となり放棄に繋がる事例があります。農道の整備・拡幅等の要望については、財源、費用対効果、受益者の公平性など難しいところはあると思われませんが、地域農業の発展、耕作放棄地の発生防止に繋がると思われる要望等については、積極的に事業として取り組んでいただきたい。

### 4. 有機農業の推進/学校給食の有機農産物利用拡大について

農水省のみどりの食料システム戦略では、環境に調和した持続的な農業のために農薬と化学肥料の削減と有機農業の拡大を目標としています。(2050年までに耕地面積の25%(100万ha)まで有機農業の拡大を目標)環境志向の強いヨーロッパを中心に有機農業の取組は進んでいます。今後日本も有機農業の流れが強まっていくと思われるため、より早く有機農業に舵を切っていくことが曾於市の持続的な農業のためには重要だと考えられます。

有機農業の取組は、まず学校給食への有機農産物の利用から始め、広げていく自治体もあります。曾於市も学校給食センターが開設されたこともあり、子供たちの健康や地域環境を考慮し、有機農産物の利用拡大のためモデル地区の選定や仕組み作り、農家への支援制度を設けていただきたい。

### 5. 鳥インフルエンザ対策について

市では養鶏農家に対し、消毒薬と消石灰を年1回配布されていることは、市の鳥インフルエンザ対策として、養鶏農家の意識啓発に繋がっていることと思います。昨年度も意見書に記載しましたが、鳥インフルエンザ対策として防鳥ネットの設置は感染防止の有効な手段です。市として、県に対し防鳥ネット補助の導入を強く働きかけることで、養鶏農家の負担を軽減し、感染拡大を防ぐことが可能です。また、県との連携を強化し、広域的な感染防止対策を推進することで、県全体の鳥インフルエンザ対策の向上を図ることができると考えます。

### 6. その他

これまでに要望した、鳥獣対策、口蹄疫等の畜産に関する防疫対策、また山林を伐採した後の再造林をする際の緩衝地を設けること等については、継続した取組を要望します。

また、昨年度要望した経営所得安定対策の5年水張ルールについては、令和8年作付けまでと期限も迫っていることから、農業委員会としても上部組織を通じて国に要望してまいりますので、近隣市町や県と連携しての国への要望をお願いします。

## 令和7年4月から農地の貸し借りの仕組みが変わります！

農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農業委員会へ提出する「農用地利用権設定申出書」による相対取引の貸し借りの手続きは令和7年3月末をもって廃止されます。今後は農地中間管理機構(農地バンク)を通じた貸し借りが、農地法による貸し借りのどちらかになります。

今までの「農用地利用権設定申出書」による貸借は、令和7年3月の農業委員会定例総会に審議する分が最終となります。よって「農用地利用権設定申出書」は令和7年3月3日の受付をもって終了します。

※今まで設定された利用権で、令和7年4月以降に終期を迎える貸し借りの契約は期間満了日まで有効です。